

「左翼」は並立制を受け入れるべきか

五十嵐仁（法政大学大原社会問題研究所教授）

「ブログ 五十嵐仁の転成仁語」掲載―2012年4月28日（土）
から4月30日（月）

表題を見て、奇異に感じた方がおられるかもしれません。これは、今から19年前、1993年11月27日付の『ふおーらむ21』第27号に掲載された私の論攷です。「ふおーらむ21」というのは当時存在した左派の小さなサークルで、時たま研究会や学習会を開いていました。

先日、所長室から引越したので久しぶりに研究室を整理していたら、この論攷がひょっこり姿を現しました。「俺を忘れちゃ困る」と訴えているような登場の仕方です。

ということ、かつて書いたこの古い論攷を紹介することにしましょう。読めば分かるよう

に、先日のブログに登場した「U先生」というのは、後房雄名大教授のことです。

後さんが社会運動内で果たしてきた役割をそれなりに評価している私としては、「旧悪」を暴くようなことはしたくなかったのですが、すでに20年近くも前に書いて公にされていますのでやむを得ません。過去の言動についても責任を問われるのが、研究者の宿命のようなものから。

この論攷は、先日紹介した拙著『一目でわかる小選挙区比例代表並立制』（労働旬報社刊、1993年）の刊行や後さんとの「論争」の直後に書かれたものです。私と後さんとの間で何が争点とされていたのか、そしてそれは現実によってどう決着がつけられたのか、良く理解していただけることでしょうか。」

「左翼」は並立制を受け入れるべきか——後房雄氏の所論

「選挙制度改革・政界再編と民主主義的左翼」への疑問

はじめに

最近、私は『一目でわかる小選挙区比例代表制』という本を出版しました。その中で、「国民

【論巧】「左翼」は並立制を受け入れるべきか

の多くがよくわからないまま、『並立制にすれば、政界再編がもっと進む』といった次元の話で新制度が導入されてしまったら、あまりにも愚かな仕儀と言わなければなりません。政治家や政党さえも制度の性格やしきみ、問題点について十分に理解していないように見えます」と書きました。雑誌『情況』に掲載された後房雄氏の議論を拝見して、「制度の性格やしきみ、問題点について十分に理解していない」のは、何も「政治家や政党」に限らないという感を強くしました。以下、並立制という選挙制度をめぐる後氏の議論について、いくつかの疑問を提起しておきたいと思います。

後氏の主張のポイントは、次の点にあります。

「ここで筆者が強調したいのは、このような選挙制度、このような民主主義が、小沢らの新保守主義にのみ一方的に有利なものでは決してなく、それに対抗するリベラルないし左翼の側にもまた、明確な政策転換を主張して選挙で勝利することによってそれを実行に移すチャンスを与えるものであるということである。それゆえ、民主主義的左翼は、並立制を受け入れたうえで、具体的な提案をもって選挙制度に主体的に関与することによってその内容を改善し、同時に新しい制度のもとでの民主主義ゲーム（とりあえずは政界再編）の有効な参加者としての態勢を整えるべきなのである。」

このような主張の背後には、並立制が、①「政権交代のある民主主義」への移行を可能にし、②「必要な権力が中央政府に集中され、その権力をめぐっての競争が活性化するような民主主

「義」をもたらすという判断があります。はたして、そうでしょうか。

六つの論点

まず第一に指摘しなければならないことは、「イタリアも導入したから」という議論の仕方です。イタリアと日本は共通性もありますが、全部が同じというわけではありません。それぞれ独自の事情があり、状況や政治文化の違いもあります。外国の例は参考になりますが、それは参考にすぎず、それぞれの国における政治制度のあり方はそれぞれの国の政治のあり方と密接に関わっていることを忘れてはならないでしょう。

後氏は、イタリアの例から直ちに日本の問題を類推するというやり方をとっているように思われます。というのは、他でもないイタリアの専門家である後氏がなぜ日本の選挙制度改革を論じたのか、もしイタリアが比例代表制のまま、左翼民主党が小選挙区制の導入を支持していなかったら、果たして後氏がこのような議論を展開しただろうかという疑問を感じたからです。たとえイタリアでそれなりの根拠があることであっても、それから直ちに制度それ自体の正しさや、日本での導入根拠が証明されたことにはなりません。

第二に、選挙制度をある特定の勢力にとって「有利か不利か」という形で論ずる方法について

【論巧】「左翼」は並立制を受け入れるべきか

ても疑問があります。「多くの小選挙区制反対論者が、憲法違反だの民主主義を踏みにじるのだの」というような抽象的、原理的な反対論に終始している」と述べているように、後氏においては、憲法原理や民主主義の原則の軽視が著しく、極めてプラグマチックな態度で選挙制度の問題が論じられています。確かに抽象的・原理的な議論のみに終始するというのでは反対論としても不十分ですが、しかし、このような原理的な問題をどうでもよいとするような態度にも賛成できません。まして、政治制度がどうあるべきかは憲法原理や民主主義の原則抜きに語ることはできないのではないのでしょうか。

後氏の所論では小選挙区制の特性、並立制や連用制の制度上の違いなどはほとんど問題にされていませんが、選挙とは代表を選ぶ行為である以上、「民意の反映」という問題をもっと重視するべきでしょう。たとえ、「民主主義的左翼」にとって有利になるものであっても、憲法原理に反する非民主主義的な選挙制度は受け入れるべきではありません。

第三に、並立制は「政権交代」を可能にするかという問題があります。確かに、小選挙区制は相対多数をかさ上げして絶対多数にまで膨らませる場合がありますから、政権交代が起きるときはドラスチックに起きます。が、起きないときは、過半数の支持を得ていない政党にゲタを履かせて政権交代を抑えるという役割を果たします。石川真澄氏もいうように、「変化が劇的であることと変化の可能性の大きさは別物」であり、小選挙区制だと政権交代の可能性が高いというのは「錯覚」にすぎません（石川真澄『小選挙区制と政治改革』岩波ブックレット）。

政権交代は選挙民の支持の変化によって生ずるのであって、選挙制度と直接の関係はありません。もし、政権交代を早めたり遅らせたりするように、選挙制度によって選挙民の支持の變化が歪められるとすれば、そちらの方が問題でしょう。

実際、自民党単独政権の崩壊は、定数が二倍以内に是正されていれば、一九七二年総選挙から生じていたというシミュレーションもありますし、今回の政権交代も中選挙区制の下で生じました。しかも、もし並立制が導入されており、今回の選挙がこの制度の下で実施されていたなら、自民党は三〇七議席、非自民各党は合計一七二議席で、自民党の圧倒的な勝利となつて政権は交代しなかつたのです（拙著、一四四頁以下参照）。比例代表制になれば単独で過半数議席を獲得するのは極めて困難ですから、政権の交代や新たな政権の構成は、選挙の度ごとに問題になるでしょう。このように、「政権交代」という点では、小選挙区制は促進要因としてはなく、阻止要因として働く可能性の方が高いのです。

したがって第四に、並立制の下では「政権交代のある民主主義」が生み出される可能性は少なく、もしあつたとしても、そのもとで「民主主義的左翼」が形成され、政権を争うほどに成長する展望がどれほどあるでしょう。

もし並立制が導入されれば、いかに不利な選挙制度であってもこれに参加しなければなりません。「左翼」が小選挙区で当選することは、ほとんど絶望的です。比例代表区で生き残りを図ることができますが、小選挙区に基盤を持たない政党は衰弱していく可能性があります。比

【論巧】「左翼」は並立制を受け入れるべきか

例代表区の定数にしても、与野党折衝の中で削られる可能性が高く、将来的にも減少していくものと思われます。後氏は「民主主義的左翼」の名で、将来的な左翼勢力の統合を展望されているようですが、社会党の解体状態、日本共産党の排除、社共間の断絶状態という状況の中で、それは可能なのでしょうか。単純小選挙区制であれば、中小の左翼政党は個々ばらばらでは当選できませんから、共闘したり統合したりしようとするかもしれません。並立制では比例代表区で存続することができますから、このような強制的な統合力が働く可能性もそれほど大きくはないでしょう。

既成左翼とは違った形での新たな左翼勢力が登場してくる可能性もいちは否定できません。しかし、並立制では様々な形で少数政党が排除されており、これらのハードルをかいくぐって国会に議席を得るのは、明らかに現状以上に困難になります。つまり、並立制の下では、小選挙区で議席を争うことのできる大政党と、比例代表区で三%以上得票できる群小政党が存在することになり、「左翼」は後者の一員として存在を許されはしても政局に大きな影響力を行使することができなくなるのではないのでしょうか。

第五に、こうして並立制の下では、確かに相対的に大きな力を持つ政党の議席が膨らんでしまえば過半数を越え、「必要な権力が中央政府に集中される可能性が高いと言えます。しかし、「その権力をめぐっての競争が活性化するような民主主義」が生まれるかといえ、恐らくそうならないでしょう。

すでに述べたように、政党は小選挙区で勝負できる限られた大政党と比例代表区でかろうじて生き延びることのできる中小の政党という二つのグループに分かれます。この大政党になり得るのは、自民党や新生党、日本新党などと、これに合流する公明、民社などの中道政党でしょう。基本的には保守政党か保守・リベラル政党だということになります。政策的にそれほど違わないこれらの大政党によって、果たして「権力をめぐっての競争が活性化する」でしょうか。それどころか、利権やサービスの提供をめぐる競争が活性化する可能性の方が高いのではないのでしょうか。

そして第六に、「並立制が憲法の基本原則を危うくする段階は終わった」という判断が正しいのかという問題もあります。ここでもイタリアの例が出されていますが、問題は日本です。この点で、後氏は改憲勢力が衰退しており、選挙での対決の機会もあるから、「小沢の改憲構想の実現可能性」は低いとされています。

焦点となっている憲法九条についていえば、「改憲勢力」は衰退どころか、増大しているのではないのでしょうか。この点での情勢判断について、後氏はあまりにも楽観的であるように思われます。また、「選挙による対決の機会」があるにしても、この総選挙は並立制であり、多数派に有利に、少数派に不利に仕組まれたものです。現行中選挙区制以上に改憲勢力にとって有利な選挙制度になります。このような民意を歪める選挙制度の下での選挙が続けば、少数派は次第に駆逐され「民意」の分布それぞれ自体も歪んでくる可能性があります。世論は大きく変わる

【論巧】「左翼」は並立制を受け入れるべきか

でしょう。こうして、国会の中でも、外でも、改憲勢力が多数派を占める可能性が増大してきます。この点では、「平和勢力の政治的責任」以前に、「並立制という制度の責任」を問わなければならぬと思います。

むすび

これ以外にも論ずべき問題は多くありますが、すでにかなり長くなつてしまいました。詳しくは後に掲げた私の本や論稿をご覧いただきたいと思ひます。

後氏と同様に、私も「左翼の自己刷新」と「より広い左翼の社会的基盤」の「構築」を望んでおります。そしてそうすることが「日本の民主主義のバージョン・アップ」にとつて必要であると思つていますが、しかし、どのような形であれ、小選挙区制の導入がこのような方向を強めるようには思われません。かえつて、大きな障害を作りだすことになるのではないのでしょうか。

イギリス労働党、ドイツ社会民主党、アメリカの民主党などが、後氏の言われる「民主主義的左翼」ないしは「リベラル」であるとすれば、小選挙区制のもとでも「左翼」はそれなりに生き残れるということになるでしょう。しかし、アメリカの民主党のような保守・リベラルに吸収されてしまえば、それはもはや「左翼」という概念ではとらえきれないものになつてしま

います。そして、現状ではそうなる可能性が最も高いように思われます。

いずれにせよ、このような小選挙区制の下における政党制形成の過程は、同時に、イギリス共産党、ドイツ共産党、アメリカ共産党などの「共産主義的」左翼の衰退や消滅を付随していたことを忘れてはなりません。並立制導入後の日本の将来がそうなるかどうかは、可能性の問題になりますが、少なくとも、「左翼」はそのようなりスクを冒すべきではないと思います。そのような危険性を冒してまで並立制を受け入れるべきではない、それは「左翼」の衰退なし自滅をもたす可能性が大である、というのが私の結論です。

〔参考〕

拙著『目でわかる小選挙区比例代表並立制』労働旬報社、一九九三年一〇月。

拙稿「選挙制度改革よりも政治腐敗防止を」『賃金と社会保障』一九九三年一月上旬号。

石川真澄『小選挙区制と政治改革』岩波ブックレット、一九九三年一〇月。